

## 法務省政策評価懇談会（第36回）議事録

### 1. 日 時

平成25年7月12日（金）13：25～15：34

### 2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

### 3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
(座長) 川端 和治	弁護士
佐久間 総一郎	新日鐵住金株式会社常務取締役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
前田 雅英	首都大学東京法科大学院院長
山根 香織	主婦連合会会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授

<省内出席者>

法務事務次官	西川 克行
官房審議官（総合政策統括担当）	大場亮太郎
秘書課企画調査官	田邊 孝文
秘書課補佐官	中臣 裕之
人事課係長	佐藤 太
官房参事官（予算担当）	伊藤 栄二
施設課技術企画室長	徳広 敏彦
訟務部門訟務広報官	吉原 宏
司法法制部参事官	高松 宏之
司法法制部参事官	松井 洋
官房付兼司法法制部付	佐久間佳枝
民事局付兼登記所適正配置対策室長	藤田 正人
民事局付	武見敬太郎
刑事局総務課企画調査室長	佐藤 剛
矯正局成人矯正課企画官	本田 久人
矯正局成人矯正課企画官	宮田 祐良
矯正局成人矯正課企画官	花村 博文
矯正局少年矯正課企画官	小山 定明

保護局観察課処遇企画官	稲葉 保
人権擁護局参事官	大山 邦士
入国管理局総務課企画室長	福原 申子
法務総合研究所総務企画部副部長	岡本 安弘
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	横川 智之
<事務局>	
官房参事官（総合調整担当）	椿 百合子
秘書課付	熊田 彰英
秘書課補佐官	山田 美子

#### 4. 議 題

平成24年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

#### 5. 配布資料

- 資料1：平成24年度法務省事後評価実施結果報告書（案）
- 資料2：法務省政策評価に関する基本計画
- 資料3：平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画
- 資料4：目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について
- 資料5：経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～

#### 6. 議事

○川端座長：それでは、定刻少し前ですけれども、皆様おそろいになりましたので、これより第36回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

初めに、西川法務事務次官から挨拶があります。

○西川法務事務次官：法務事務次官の西川でございます。委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、また御多忙のところ、本年度第1回目となる政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。本年度におきましても、引き続き御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、政府におきましては、皆様御承知のとおり、先月、いわゆる骨太の方針が閣議決定されております。この骨太の方針におきまして、政策評価は政策の効果と質を高めるための政策インフラであるとされており、実効性のあるPDCAサイクルを確立して、行政サービスのコスト削減・質の向上を図るとともに、政策目的に照らして効果の高いものに重点的に資源配分をすることが掲げられております。これを受けて各府省におきましては、今後、政策評価と行政事業レビューの連携強化や、メリハリのある政策評価を行うなどして、その成果を政策に反映していくこととしております。

法務省といたしましても、その趣旨を踏まえ、実効性のあるPDCAサイクルの確立に取り組んでまいりたいと考えております。また、国民に対する説明責任を果たすため、引き続き、より分かりやすい評価書の作成に努めるとともに、評価の客観性の向上などを図ってまいりたいと考えております。

本日は、委員の皆様方から、それぞれ御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づきまして、是非とも忌たんのない御意見を頂きたいと存じます。そして、今後とも法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○川端座長：ありがとうございました。ここで、法務事務次官は公務により退席いたします。  
(西川法務事務次官 退室)

○川端座長：それでは、本日の審議事項及び政策評価に関する最近の動きについて、事務局から説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、事務局から説明いたします。

本日御審議いただきますのは、「平成24年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」についてでございます。この関係で、委員の皆様方の席上に資料を3点配布させていただきました。資料1は、「平成24年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料2は、「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は、「平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画」となっております。

資料1の事後評価実施結果報告書（案）につきましては、政策評価法に基づきまして、平成24年度に実施した施策につきまして、その評価結果等を記載したものでございます。

資料1を1枚めくっていただきまして、目次を御覧いただけますでしょうか。今回、政策評価の対象といたしました施策は、この目次にございますとおり、成果重視事業を含めまして21施策となっております。本日は、これら21の施策の実施結果報告書（案）につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等を頂戴したいと存じております。なお、各施策に関係いたします法令や閣議決定等につきましては、参考資料として席上に準備をさせていただきます。

続きまして、政策評価制度に関連した最近の動きにつきまして、御説明申し上げます。資料4「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」を御覧ください。

資料の4ページ目、下の方にございます「5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について」という項目がございますが、こちらに記載しておりますとおり、政策評価と行政事業レビューがそれぞれの情報等を相互に活用するなどといった連携強化の取組が掲げられております。法務省としてどのような連携が可能かにつきましては、今後検討していくこととなりますが、当面は目標管理型の政策評価に用いております事前分析表につきまして、同じ年度に実施する行政事業レビューの事業番号などを記入するなどして、その対応関係を明確化することとしております。

続きまして、資料5「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」を御覧ください。

先ほど事務次官の発言にもございましたとおり、先月閣議決定されました、いわゆる骨太の方針におきまして、実効性のあるPDCAサイクルの実行という項目が掲げられております。こちらにありますとおり、各府省におきましては、政策評価と行政事業レビューの連携強化を図るほか、実効性のあるPDCAサイクルの確立に向けた取組を行うこととされております。これを受けまして、総務省におきましては、評価基準の標準化や評価の重点化による輸出の向上といった点につきまして、今後検討を行うとのことでありますの

で、法務省といたしましても、こうした検討結果等を受けまして、今後もより充実した政策評価が行えるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

審議事項などに関します説明は以上でございますが、審議に先立ちまして、現在法務省が取り組んでおります政策のうち、再犯防止に向けた取組につきまして若干の御説明をさせていただきますと思います。

昨年のこの政策評価懇談会におきまして、昨年7月に新たに策定されました再犯防止総合対策について御説明をさせていただいたところではありますが、今回はその後の取組状況などにつきまして説明をさせていただくものであります。

以上であります。

○川端座長：それでは、法務省が現在取り組んでいる政策についての説明をお願いいたします。

○椿官房参事官：それでは、まず秘書課の方から概要について御説明申し上げたいと思います。説明資料の色刷りの横長のものになります。

再犯防止に向けた総合対策の実施状況、平成24年度の実施状況の概要でございます。総合対策は、昨年7月に策定されておりますので、初年度の実施状況のフォローアップということになります。これにつきましては、先般行われました犯罪対策閣僚会議にも報告をしたところでございます。

まず、この概要の資料は、法務省に限らず、法務省を含む関係省庁の施策のうち、主だった取組をまとめたものでございます。24年度に新規の施策として取り組みましたものには、赤字で明示がございます。

施策の柱は4つありますが、まずピンク色の部分が1つ目の柱です。対象者の特性に応じた指導、支援の強化、この分野では一番上でございます少年・若年者・初入者に対する対策といたしまして、例えば発達上の課題を抱える少年に対するプログラムの作成、それから、向かって左側でございます薬物依存者に対する新たな処遇プログラムの実施、その下の性犯罪者を対象とします処遇では、これまで実施してきました処遇プログラムの効果検証などが行われているところです。

また、中央の黄色い部分は出所者の社会復帰支援の施策、これが中心にまとめられております。特に自立した社会生活が困難な者などに対し、出所後に社会生活を円滑に行うための住居と仕事、こういったものの確保につきまして、新規の取組や支援の拡大が図られております。

向かって左下の緑色、③の部分では、新たな調査研究への着手や情報連携などによります効果的な対策の検討が行われたということを示しております。右下の緑色、④の部分では、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する施策でございますけれども、例えば保護司が被った物的損害に対する補償制度等の保護司支援策等が講じられているところです。

簡単ではございますが、概要については以上です。

引き続きまして、矯正局及び保護局関係の施策につきまして、より具体的に御説明をいたします。

○矯正局：それでは、引き続きまして矯正局でございますが、昨年度の実績と今後の取組に

ついて御説明させていただきたいと思います。

お手元に配付しております資料、先ほどの秘書課に続きまして、2の総合対策における取組等の概要を御参照いただければと思います。

まず第一に、再犯防止に向けた総合対策とその重点施策の1つ目の大きな柱であります対象者の特性に応じた指導や支援を強化するという観点につきまして、4つの点について御報告、御説明させていただきたいと思います。

まず第一は、少年・若年者及び初入者に対する指導、支援に対する主な取組といたしまして、少年鑑別所における鑑別の制度を向上させるために、法務省式ケースアセスメントツールを開発したところでございます。今後はこのツールを有効活用するとともに、少年保護手続をいわば縦貫しました鑑別を必要に応じて実施していきたいというふうに考えております。

2つ目の対象者の特性としまして、高齢者又は障害者に対する取組でございます。刑務所におけるこれら取組の一環としまして、社会復帰支援のための標準的なプログラムを作成したいというふうに考えております。それで、まずはこういったプログラムを自主的に実施している刑務所がございまして、その実情を調査したというところでございます。今後は、標準的プログラムを実施する際の問題点について具体的に明確化していきたいというふうに考えております。

3点目は、薬物依存者でございます。薬物依存者に対する指導につきましては、刑事施設でパイロット施設を定めまして、専門的プログラムの試行、トライアルを実施しているところでございます。引き続き実施してまいりたいと思います。

4点目は、性犯罪者に対する専門的なプログラムでございます。これは、昨年末に厳密な統計的手法を用いまして処遇効果検証を行いました。そして、その結果を公表したところでございます。結果におきまして、プログラムの一定の効果を確認することができたわけですが、同時に具体的な課題というのにも明らかになったと考えております。この点につきまして、今後はプログラムの内容等の充実を図っていきたいというふうに考えております。

資料は裏面、裏側になりますけれども、今度は重点施策の2つ目の大きな柱は、社会における居場所と出番を作るという観点でございます。この点につきまして、まず1つは何とんでも就労の確保という取組が大事なんですけれども、この点は政策評価の対象でもありますので、詳細は割愛させていただきます。いずれにしましても、就労支援の充実を図るためにスタッフの効果的な活用であるとか、あるいは民間企業の協力支援等の推進、こういった点について十分に取組んでいきたいと思っております。

この大きな柱でもう1つ、満期釈放者等に対する支援ということで、取組についての御報告でございます。まず、受刑者、成人でございますけれども、満期で出所する者がおりますけれども、この者への指導の充実を今以上に図っていく必要があるというふうに考えております。そのため、現在の刑務所における指導体制がどうなっているのかということの調査、そして、その調査を踏まえた指導体制全体の見直しを行っていきたいというふうに考えているところです。

一方で少年でございますけれども、現在少年院の法務教官によりまして少年院出院者へ

の助言，そういったことの試行，トライアルを行っておりますけれども，これを継続してまいりたいと思っております。それと少年鑑別所でございますけれども，現状地域の一般の方からの犯罪，非行に関する相談に積極的に対応するための取組を進めているところでございます。今後も地域のいわば相談関係機関のネットワークに積極的に参画してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○保護局：続きまして，保護局から御説明をさせていただきます。

資料につきましては，次のページでございます。保護局関連施策抜粋を御覧いただければと思います。

1の対象者の特性に応じた指導，支援の強化の領域でございますけれども，1つ目，少年・若年者及び初入者に対する施策といたしましては，専門家の方に御協力をいただきまして，24年度までに少年処遇研究会を8回開催させていただきましたところ，その結果を踏まえ，処遇の強化あるいは保護者に対する措置の充実を検討してまいりたいというふうに考えております。

2つ目の高齢者・障害者に対する施策といたしましては，高齢又は障害により自立困難な出所者については住居の確保が非常に重要でございます。全国の57か所の指定更生保護施設で受入れを進めさせていただきまして，24年度中に1,244名の高齢，障害者の受入れを図ることができております。今後とも更に推進していきたいと考えております。

それから，先ほど冒頭で御説明がございました薬物依存の問題を抱える者に対する施策でございます。24年度におきましては，有識者の方々に御協力いただき，地域での連携をいかに進めていくかということを中心としたガイドライン案を作成させていただきまして，それに基づき保護観察所において地域での医療，保健福祉等との連携をした処遇を実施するというようにさせていただきました。保護観察所でも薬物事犯者の引受人あるいは家族の方々の集まりを全国で180回ほど開催させていただいたところです。

それから，薬物事犯者に対する専門的処遇プログラムの開発を進めておりまして，保護観察所におきまして昨年10月から新たなプログラムを実施したところでございます。本年度におきましては，これらを更に進めますとともに，地方更生保護委員会におきましても，薬物事犯受刑者を対象に依存性の度合いあるいは適切な住居の設定等を事前に十分調査検討してまいりたいと思っております。

裏面を御覧ください。

2の社会における居場所と出番を作ることに係る施策でございます。住居の確保に関する施策といたしましては，更生保護施設が自立困難者を受け入れた場合の加算措置を講じております。更に積極的な受入れを進めますとともに，自立準備ホームにつきましては，新規の参入に向けて事業者の方々にお声を掛けさせていただきまして，24年末までには225の事業者が新規参入をいただいているところであります。

それから，2つ目の就労の確保に関する施策でございます。就労の確保のためには，前科，前歴等を承知の上で雇ってくださる協力雇用主の方々の更なる拡大が必要でございます。25年4月1日現在では1万1,044の事業者の方々に御登録をいただいているところでございます。更にこれらの拡大を進めてまいりたいと思っております。

それから、3番目、社会貢献活動に関するところでございますけれども、これは保護観察の特別遵守事項ということで設定して、義務付けて行うことを可能とする制度の導入も見据えて任意で先行実施をしているところでございます。24年度におきましては、724か所の活動場所を確保することができまして、1,307回の活動を実施したところでございます。御意見を頂きながら更に進めてまいりたいというふうに思っております。

4の広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現するというところでは、冒頭の御説明にございましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問をお願いしたいと思います。なお、進行の都合もありますので、10分程度とさせていただきます。どなたかございますでしょうか。どうぞ、前田委員。

○前田委員：矯正と保護、私はそんなに課題があると思っていないんですけれども、この方向で努力していただくというのはあれですけれども、これが評価という、再犯率が落ちるとかそういう形で出なきゃいけないという、非常に数字としては厳しい状況だと思いますね。ただ、再犯率は表だけの数字で、再犯者は減っていますので、ですから、やっぱりそういういろんな指標を立てて効果を見ていっていただくということと、我々、刑事の人間から見ると、やっぱり再犯者リスクの一番中心は暴力団ですから。もちろんこの第一番に掲げられているんですけれども、就労支援とか何とかというのはもちろん大事ですけれども、数字につながる意味では、それは恐喝とかその手の犯罪の再犯率の高さというのは飛び抜けているわけで、やはり今までどおりでいいと思うんですが、たゆまず前に進んでいただきたいという気がいたします。

以上です。

○川端座長：はい、お願いします。山根委員。

○山根委員：再犯防止、それから就労支援ということでとても頑張っているということ実感をしています。先日、私の住んでいる川崎市内なんですけれども、町会の回覧板にチラシが入っておりまして、更生保護、立ち直りを支える仕組みという保護局が作られたパンフレットで、とてもよくできたものだと思います。地域で立ち直りの支援をしようとか、いろいろ保護司の仕組みであるとか書かれておりまして、とても頑張って配られているなというふうに感じました。

ただ、お問い合わせがあれば法務省へということだけの窓口の紹介なので、もっと地元の何かしらの関連機関であるとか保護司のサポートセンター等の何か案内もあれば、より身近になるのかなというふうに感じました。ただ、町会のないところも多いですし、回覧板などもそういうところは回らないので、様々なやり方で地域の連携や理解が深まる施策がまだまだ必要かなというふうに感じました。

以上です。

○川端座長：ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、審議が終了してから時間が余れば、また続きの御質問等の時間に当てたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、議題であります平成24年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について御

議論いただきたいと思ひます。初めに、基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する施策について、事務局から評価の概要を御説明願ひます。

○熊田秘書課付：それでは、事務局から基本政策Ⅰに係る事後評価の概要につきまして御説明いたします。

まず、5ページを御覧ください。

「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」についてであります。この施策は、社会経済情勢等の変化に応じた民事、刑事基本法制を整備することにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図るということの内容としておりまして、施策としての最終的な評価は平成27年度に実施することとしております。

具体的な法整備や立法作業の状況などにつきましては、8ページ以下の一覧表に記載してございます。このうち、平成24年度中に国会に提出いたしました法案は、8ページの表の上から2つ目でございます。ハグ条約に関わる国内担保法であります。なお、この一覧表は平成24年度中のもので記載してございます。そこで、平成25年度に入りました動きにつきまして、若干付言させていただきます。

本年度に入りまして、ハグ条約の国内担保法が成立したほか、9ページの2つ目でございます。罹災都市借地借家臨時処理法につきましても、見直しの結果、同法を廃止した上で大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案を国会に提出し、成立に至っております。

続きまして、12ページを御覧ください。

「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」についてであります。本施策につきましては、平成21年度に評価の対象となっておりまして、その後、今回ということになります。この施策は、国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続についてその拡充及び活性化を図るというものでございます。また、その目的を達成するため、民間紛争解決手続の業務を行う事業者の多様化及び事業者数の増加を図ることを目標としております。

測定指標の実績値を踏まえました目標の達成状況など、本施策に関する事後評価につきましては、13ページ以下に記載してございます。結論といたしまして、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化に必要な効果的な取組がなされたものと評価しております。

次に、18ページを御覧ください。

「法教育の推進」についてであります。この施策は、国民一人一人が法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争解決能力を身に付けることや司法を支える国民的基盤を確立するため法教育を推進するというものであります。

この法教育の普及推進を図るための具体的な目標といたしましては、協議会等を開催し、協議、情報交換等を行って、その内容を広く情報提供するということ、また、法教育活動への協力支援を行うことによって法教育の意義について理解を深め、法教育の実践を拡大するということが掲げております。

そして、測定指標の実績などを踏まえました本施策に対する評価につきましては、20ページ以下に記載してございますとおりであります。法教育の普及推進に向けた平成24年度

における取組は、いずれも効果的であったとの評価をしております。

なお、法教育事業のノウハウ、法曹関係者、教育関係者の連携の在り方、また、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換などを実施した結果につきましては、法務省のホームページにおきましても公表してまいります。

続きまして、29ページを御覧ください。

「法務に関する調査研究としての家庭内の重大犯罪に関する研究」についてであります。本研究は、家庭内において発生した重大犯罪につきまして、動向、動機、原因、処遇の状況などを調査分析することにより、その効果的な防止策及び加害者の社会復帰に向けた処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的としております。

平成20年度に事前評価を実施しておりまして、平成21年度から平成22年度までの2か年で実施した研究であります。外部有識者等で構成されております研究評価検討委員会による事後評価を実施しているところでありまして、その結果、大いに効果があったというふうに結論づけられております。そして、これらを踏まえまして事後評価の内容、研究結果の概要などにつきましては、報告書に記載したとおりであります。

なお、この研究結果につきましては、先ほど御説明いたしました再犯防止に向けた取組におきましても有効活用してまいりたいと考えております。

基本政策Iに関します御説明は以上であります。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問をお願いいたします。佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員：ありがとうございます。今御説明いただいたこの1番の基本法制の整備で、これは政策評価実施時期が27年8月で、25年8月が中間報告と、こういうことで今御説明のあった結果がまとめられているかと思うんですが、先ほど口頭では御説明があったので内容はわかったんですけども、そもそもこの中間報告の評価の時点というのは、やはりこれはあくまでも24年なので、25年の3月末までの状態を正確に記載するというのであれば、こういう理解でしょうか。25年8月の中間であれば、例えば先ほども183回国会で成立しているものについても成立というふうには書かずに、やはりそれはあくまでも25年の3月末の時点での非常に厳密なところの状態をここで書くと、こういうふうになっているということなんでしょうか。ちょっとそこがもう一つよくわからなかったのを教えていただければと思います。

○熊田秘書課付：事務局でございます。先生の御指摘のとおりでございまして、平成24年度の事後評価ということですので、先ほど御説明差し上げたこの別紙につきましても、24年度中の法整備の状況ということで記載してございます。この評価時期が8月となっておりますのは、25年3月の時点まで取りまとめた内容につきまして、施策の取組の結果として、この懇談会を経まして8月にその評価が確定するという意味で8月というふうに記載してございます。

○佐久間委員：ありがとうございます。

○川端座長：ほかにごございますか。はい、田辺委員。

○田辺委員：2点ほど簡単な質問でございまして。

まず、13ページのところの認証紛争解決手続、ADR絡みでございましてけれども、利用

実績が年々増えているというその方向というのは出ているんですけども、他方、この数字はどのような数字なんでしょう。具体的に和解に至った数字なんでしょう、それとも一番初めのところで使うと両者が合意したところなのでしょう。量の拡大と実際に和解というある意味ではクオリティーがどういうふうに担保されているかといったところをそろそろ見せていただいてもいい時期かなと思っていますので、そういう数字の意味と、それから、もしそれがADR手続が実施された初めの数でしたら、和解に至ったのはどのくらいかといったことをお教えいただければというのが1点目です。

それから、2点目は19ページのところでございますけれども、法教育を支援しているということで、特にこの24年に関しては、23年に学習指導要領が改定されて、その各小学校における実施がどうなっているかというのをチェックするというところで、幾つかの協議会等で議論されたというのは分かったのでありますが、ただ、これは小学校で、かつあれだけ忙しい指導要綱の中に入れるだけで実際に実施されているかどうかという、調査を行ったということは出ているんですけども、そのどのくらい実際にやったものなんだろうというような数字はないものなんでしょうかというのが。問題があったので次の25のところで共通教材を作りましょうという方向は分かるのでありますが、ただ、そこで対象がどのくらいに広がったのかなというのをちょっとお示しいただかないと、全体の解釈として分からないものですから、以上2点お願いいたします。

○川端座長：今の質問に関連して私の方からもお聞きしようと思ったことがあります。法教育の関係で、別紙2で法教育授業実施結果というのがあって、参加人数と実施回数のグラフが載っているんですけども、小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度からカリキュラムに入ったと、指導要領に入ったという割には、その人数が大して変わっていないし、回数も変わっていないということになっているんですが、そもそもこの実施結果の参加人数と実施回数というのは何を表示しているのか。つまり全部について調べてこうだということなのか、もしそうだとしたらカリキュラムに入ったはずなのに増えていないというのか、平成23年度なんかはむしろ大きく参加人数が減っているというのはどうしてなのかというのも疑問に思ったので、教えていただきたいんですが。

○司法法制部：では、まず司法法制部の高松から、田辺委員から御質問のありました裁判外紛争解決手続の実績の関係の御説明をさせていただきたいと思います。

資料13ページ上にある表の下段の数字のことであると理解をいたしました。ここに挙げている数字ですけども、これはその年度中に各機関でADR手続が実施された、そういう入り口の数ということで計上しておる数字でございます。先ほどもありましたとおり、当然この全てが和解が成立したということにはなっておりません。この23年度中に和解が成立した割合ですけども、これは約40パーセントとなっております。この数字は20年度に和解が成立した以来ほとんど変わっておりませんで、約40パーセントというのがこの数年の実績ということになっております。

○田辺委員：ありがとうございます。

○司法法制部：司法法制部の佐久間でございます。お尋ねのまず小学校のカリキュラム、授業の実施についてですが、調査に際しまして、全国約1万の小学校に対してアンケート調査を実施しております。回答率は19.11パーセントで回答してきた小学校が1,111校しかな

く、その1,111校というのは全て授業を実施しておりますという内容ですが、やはり先生御指摘のように、小学校の先生は非常に忙しいということで、このアンケートに関して回答する時間がなかったというような意見も頂戴しております。今のところそのような状態だということを回答させていただきます。

それと、法教育の実施結果につきまして伸びていないという御指摘ですが、同じような回答になるかと思いますが、熱心な小学校、そうではない小学校といろいろ濃淡があるというのが実際のところでございます。これからシンポジウムあるいは出前授業などを通じて各地域に法教育の有用性などをますます広めていかなければならないなど、このように考えているところでございます。

○中村委員：同じ法教育のところなんですけれども、懸賞の論文コンクールのところが20ページが一番上のところがございますが、応募総数がちょっと2桁という数字で出ておまして、これは人権の方のコンクール等ですとかなりの数が出ているかと思しますので、もしこれがこういう通数の状況であると、何か方法を変えられるかあるいはもうコンクールというような形はやめられて、別の方向での法教育の拡大というようなことを目指されてはいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○司法法制部：司法法制部でございます。御指摘のとおり論文コンクールにつきましては、平成22年が69通の応募数だったのに比べ、23年度では60通、そして、24年度では32通というふうに減少傾向にあるということで、我々も非常にその工夫の仕方についてはいろいろと検討しているところでございます。今年は去年の32通という非常に低調な応募総数を踏まえ、それを受けまして、これまでは学校の先生方がどのような方法で法教育を授業したか。その方向のやり方について論文を書いていただいていたのですが、少し目先を変えようというふうな話し合いをしております。今年度の募集に際しましては、法教育を受けた子供たちの感想文も付けて、受け手側がどのように考えているか、そして、自分たちがどのように学び取ったかについても募集をかけてみようかと。そのようにして、少し視野を広げた形の応募をかけております。それでどのような効果があるかといったことを見ていきたいなど、このように考えているところでございます。

○中村委員：ありがとうございます。

○川端座長：佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員：ありがとうございます。私も法教育は非常に重要なことだと感じています。それで、ここでは教材作成の必要性、教材の内容等について検討を進めるというのは、まさにこちらの法務省で担当されることだと思いますが、そもそもこの新学習指導要領で義務教育を含めて、その中で法教育を行うと。これを先ほどのアンケートから必ずしも断定できませんけれども、やっていない学校もかなりあるという実態を照らすと、それは誰の責任でやらせるということになるのでしょうか。これはやはり法務省ではなくて文科省の責任だと、こういう理解でしょうか。ちょっとその点、確認願えればと思います。

○司法法制部：司法法制部でございます。小学校に関しましては、法教育の学校という形になると法務省、そして文科省の両方ということになりますが、広報につきましては、文科省だけの責任ではなく、我々も一生懸命頑張っておるところで、まだまだ足りないところ、例えば法務省のホームページに載せていますが、それについてなかなかアクセスを待つて

いるような状態なので、そのような状態ではいけないというふうに考えていたりするところでは。

○佐久間委員：もう一度、すみません。では、実施しているかどうかの状態を調べられて、実施をしていないということは当然良しとせず、進めるという基本的な責任が文科省と法務省にあるということなんですか。これは、文科省だけにあるということではない、こういう理解でしょうか。ちょっともう一つよく分からなかったのです。

○熊田秘書課付：事務局でございます。その点は学習指導要領におきまして、例えば法教育という科目がそのままそれを実施するという形になっているかどうかという点とも関わってまいりますし、今、司法法制部からも種々御紹介がありましたとおり、その実施の仕方というのも恐らくいろいろな形があるのだらうと思っております。それぞれ、例えば文科省であるとか法務省であるとか、そこだけの責任に限られるものではない、この法教育というのは言わずもがな非常に重要な施策でありますので、必ずしもどこの省庁ということに限定されるものではないというふうに考えているところであります。

学習指導要領につきましては、文科省が策定するものでありますので、事務局の方におきまして、どのような形になっているのかということが分かりましたら、情報提供をさせていただければと思っております。

○佐久間委員：ありがとうございます。

○川端座長：伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員：大体今のお話にちょっと出ていたんですが、20ページの下のところでの法教育は皆さん大切ということをお話で、この平成25年度中ということですが、今年度中にこの教材を作成されて全国に配布予定とありますけれども、簡単にどんな内容の教材で、あと、どの程度の学校に配布されるんでしょうか。

○司法法制部：司法法制部の佐久間でございます。お尋ねの教科書につきましては、ただいまルール作りというテーマと、それと情報化社会、それと友達同士のけんかとその解決、あと、約束をすること、そして守ることといった内容の教材を作成する予定としております。何分小学校向けの教材ですので、文字ばかりがば一と並んでも子供たちの頭の中に入らないので、少しイラストなどを入れて分かりやすく、そして取っ付きやすいものにしようというふうな工夫をしていると、そういうところでございます。現在、現場で実際に小学校の指導に当たられている先生方にお話を伺いながら、どのような形で冊子化していれば有用なものになるのか、使い勝手のいいものになるのかということの意見を今お伺いしているところでございます。今後、11月ころまでにその冊子の内容を確定しまして、来年3月ころまでには全国の小学校へ配布いたします。その小学校、いかほどの小学校かといいますと、全国の小学校約2万2,000校でございます。2万2,000校について各1冊ずつお渡しするというようにしております。もちろんもっとという御要望がありましたら、適宜それには応じるというふうに考えております。

先ほど御指摘がありました法教育といいますのは、例えば1つの単元で法教育というコマを設けて行うものではなく、それぞれの例えば社会科とかあるいは道徳の時間に少しというふうな形で、関連するところに潜り込ませるような形で、そして、多様なものの見方とか法的なものの考え方を浸透して行って、それを実体験として、感覚として学びとって

いかせるということでございますので、そのような教科書についてもこれまでのちょっと堅苦しいものではなく、分かりやすいものに変えていく必要があるのではないかと、このように考えております。

- 川端座長：今の説明を聞いて、私ちょっと驚いたんですけども、1校に1冊配って何か意味があるのかという気がしたんですが、やるなら、せつかくそんな分かりやすい文字中心じゃないものをお作りになるのであれば、全ての生徒にそれを配るということを目指すべきではないかと思うんですけども、その点はどうなんですか。
- 司法法制部：司法法制部でございます。御指摘ももっともなところなのですが、初めのうち先生に手渡して、先生がそれをいろいろと自分で使い勝手のいいものに変えながら利用していくということで、もちろん冊子を渡して、これに沿って授業をなささいというものではございません。ですので、教材という形で小学生の生徒の方に配るというものではなくて、今の第一段階といたしましては、まず学校の先生にこれを見て先生の好きなどころをかいつまむというか、そこを利用しながら、それを先生が自由にアレンジしてもいいというような形にしておりますので、とりあえずは小学校に1冊ずつで、先生がそれを使うか使わないかはまた別ですし、今までもオリジナルの自分なりの教材でやっておられる先生もいるので、それについてお支えするという形でやっております。
- 伊藤委員：私も今の座長の話はもっともだと思ひまして、やっぱりせつかくそういう分かりやすいものを作るのでしたら、もうちょっと子供にも配って、実際の授業で活かされるような形にできるだけ早くしていただきたいと思います。
- 司法法制部：そのような方向で検討させていただきます。
- 川端座長：よろしいですか。それでは、次に基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する施策について、事務局から評価の概要を説明願います。
- 熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅱに関します事後評価の概要につきまして御説明いたします。

まず、42ページを御覧ください。

「検察権行使を支える事務の適正な運営」についてであります。この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図ることを内容としております。

平成24年度の具体的な目標としましては、42ページの達成すべき目標に掲げてございまずとおり、大別しまして3つございます。1つは通訳人における刑事手続等に関する理解を高めて、国内における外国人犯罪に適正に対処するという、2つ目でありまして、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるための職員の意識向上、対応技能の向上を図ること、更に一般市民等に対しまして、捜査等における証拠収集活動への協力などを促すということで、これはいわゆる広報にも関わるところでございます。

測定指標の実績値を踏まえました各目標の達成状況など本施策に対する事後評価につきましては、44ページ以下に記載したとおりでございます。総括的には、平成24年度における各種取組を通じまして、外国人犯罪の対処や犯罪被害者の保護等を初めとする検察機能の強化を図ることができたものと評価しております。なお、報告書にも記載してございますが、通訳人セミナーにつきましては、これまでの懇談会における御指摘等を踏まえまし

て実施要領を見直し、例えば当該言語を母国語とする被疑者の文化的特性や出身地域の特性などを踏まえたカリキュラム、その理解を更に深めていくというようなことを目的としたカリキュラムなども随時実施しておるところでありまして、そうした取組によりまして、更に特化した通訳能力の向上を図ることができたものと考えております。

なお、御参考までに本日席上に検察の広報活動に使用しておりますパンフレットを配布させていただきました。

次に、77ページを御覧ください。

「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」についてであります。本施策につきましては、平成21年度に評価を実施しております。この施策は、矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備、開発の推進及びその効果的な活用などを図るとともに、研修、訓練などを通じまして職員の職務執行力の向上を図るというものであります。

測定指標の実績などを踏まえた各目標の達成状況等につきましては、78ページ以下に記載してございます。平成24年度における各種取組が矯正施設の適正な管理運営の維持に資するものであったという総括的な評価をいたしております。

次に、83ページを御覧ください。

「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」についてであります。この施策は、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者個々の状況に応じて収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施するというものであります。平成24年度におきましては、刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフなどを活用した就労支援の充実を図ることを目標として掲げております。

そして、測定指標の実績値などを踏まえましてそれぞれの目標の達成状況など、事後評価に関しましては、84ページ以下に記載してございます。職業訓練の拡充や就労支援の充実など、就労に資する処置、取組を実施したことによりまして、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に寄与したと評価しております。

なお、先ほども申し上げましたが、矯正施設における就労支援対策につきましては、再犯防止対策におきましても重要な政策課題の一つとして掲げられているところでありますので、今後とも一層就労支援については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、90ページを御覧ください。

「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」についてであります。この施策は、高率収容等に伴う職員の業務負担を軽減するとともに、矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に資するため、民間委託などを実施するというものであります。平成24年度の事後評価といたしましては、92ページ以下に記載してございますとおり、民間委託等によって雇用情勢に応じた職業訓練を幅広く実施するなど、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、また、就労支援対策等の充実強化を図るという目標を達成し、矯正施設の適正な運営などに寄与したと評価をしております。

続いて、99ページを御覧ください。

「保護観察対象者等の改善更生」についてであります。この施策における平成24年度の

目標につきましては、大きく分けまして2つございます。1つは、保護観察対象者の改善更生または自立更生の促進、もう1つは、犯罪や非行のない地域社会づくりの促進ということでございます。

測定指標の実績などを踏まえましてこれら目標の達成状況などにつきましては、101ページ以下に記載してございます。平成24年度における各種取組により保護観察対象者の改善更生と犯罪や非行のない地域社会づくりの促進という目標は達成されたものと総括的に評価しております。

なお、昨今の厳しい経済雇用情勢のため、刑務所出所者等の就労が困難であることなどから、依然として保護観察終了者に占める無職者の割合が高水準で推移しておりますので、今後とも他の関係省庁などとも連携しつつ、就労支援対策を推進するなどしてまいりたいというふうに考えております。

次に、107ページを御覧ください。

「医療観察対象者の社会復帰」についてであります。この施策は、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保することを内容としております。

平成24年度の事後評価といたしましては、108ページ以下にございまして、測定指標や参考指標の実績値などを踏まえまして、関係機関の緊密な連携の確保に努め、地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されるとともに、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行が円滑に行われ、社会復帰が促進されたものと評価しております。

次に、112ページを御覧ください。

「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」についてであります。この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処遇の請求及び規制措置を行うことを内容としております。具体的には、オウム真理教団の活動状況及び危険性の解明など3つの測定指標を掲げることによって評価をすることとしております。

平成24年度における目標の達成状況などにつきましては、115ページ以下に記載してございます。指標の実績などを踏まえまして、各種取組によって公共の安全を図るという目標をおおむね達成したものと評価しております。

基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問があればお願いします。はい、田辺委員。

○田辺委員：2点でございます。1つは77ページのところでございますけれども、ここの矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備というところで、24年度の予算が当初と補正を合わせて82億という形になっております。他の施策等を見ると横ばいないしは減少というのが多いのでございますけれども、これ対前年度比較すると60パーセント増という何とか大盤振る舞いなのですが、ただ、他の数字を見ると、例えば訓練が増えたというわけでもないし、それから、システムの更新の整備施設の数も24年度は11と特に多いわけではないんですけども、ここは何だったんでしょうかというのが一番初めの質問でござい

ます。

それから、2番目は91ページのところでございます。PFI刑務所における職業訓練が充実してきたということは、全体としてはそのとおりでと思うのですが、ただ、ここの参考資料のところを見ると、受講者数は確実に増えている、受講率も増えている、それから、修了者数も増えてはいるのでありますが、ただ、4のところの資格、それから免許等の取得者の数字というのを見ると、ほぼ22年度から横ばいという形になっております。ということは、やるだけやったけれども、資格が結果かどうかというのは分かりませんが、そこのところはそろそろ限界にきているというような感じなのではないでしょうか。それともこの受講者等が増えたところは、後々資格等の方につながっていくと考えた方がいいのでしょうか。この点お伺いできればと思っております。

○**矯正局**：矯正局の本田でございます。まず、1点目の御質問の24年度の補正予算のところに予算が大きく計上されているということでございますが、当該予算は総合警備システムの更新整備に当たる予算を主に予算措置していただきました。ただ、実際に整備に着手できるのが25年度になってからということでございまして、その22施設分の予算でございますが、次のページの整備施設の数には、24年度のところには計上していないということでございます。次の25年度のところにその22施設分が計上されてくるということになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○**田辺委員**：ありがとうございます。

○**矯正局**：矯正局の花村でございます。PFI刑務所のいわゆる資格・免許の取得の関係でございます。取得者数は大幅に増えてきて、若干減ったというふうなところがございます。ただ、92ページの指標1のところでもちょっと書かせていただきました。第2段落の最後の2行になりますけれども、合格率の方が前年度85パーセントであったものが88.2パーセント、3ポイント上がったというふうなところがございますので、もちろん御指摘のありました工夫も必要だと思いますけれども、24年度については若干合格率が上がったというふうなところで成果はそうあったものかなというふうに考えていますが、お話のようにちょっと資格取得というふうなところで頭打ちになっているというふうなところがございしますので、もう少しここは検討、工夫をしていきたいというふうに考えております。

○**田辺委員**：ありがとうございます。

○**川端座長**：はい、山根委員。

○**山根委員**：すみません、お願いします。100ページ、101ページなんですけれども、就労支援のところですか。冒頭、先ほど頑張ってやっていたらというふうな褒めたんですけども、この左の指標2の保護観察終了者に占める無職者の割合、数字が年度別に出ておりますけれども、23.7、24.2、24.1、24.0というパーセンテージになっておまして、ほとんど変化がないということなんですけども、一方で右の101ページの下の方では、0.1ポイント減となり目標値を上回ったということから就労支援を強化するという目標を達成したというふうに評価していますけれども、そこまで言い切れるのかなというのが質問です。厳しい就職の状況でいい数字だということは言えるんだと思うんですけども、これで達成したと言い切っているのかということをお伺いしたいと思ひました。

○**保護局**：保護局の稲葉でございます。確かに御指摘のとおり、24年度は前年比で0.1パーセ

ントしか減少していないということでございますけれども、保護観察対象者は非常に厳しい経済情勢の中で、一般の方でもなかなか職につくのが難しいという状況にあることに加え、もともと就労に対する意欲が前向きでないというような者もいまして、いわゆる完全失業者と、そういう範ちゅうにも入らない者もいるわけですので、その点は当然保護観察の指導の中で十分にやっているわけでございますけれども、このような状況で取り組んでいるところでございます。

また、平成24年度中に就労支援対策の実施対象者ということで就労につながった者は2,684名と一定の実績を上げていることと、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、前科前歴を承知の上で雇ってくださる協力雇用主の方の数が前年に比べまして1,000社以上増えているということでございます。今後は更にそういう方々に実際に雇用していただくというところに努力をしてみたいと思っています。

○川端座長：よろしいですか。私からもちょっと関連してお伺いしたいんですけれども、この評価の職業訓練受講者数と、それから、資格・免許取得状況の推移というのが普通の一般の刑事施設ですと、受講者の率は低くて人数は3,000人程度なんですけれども、資格取得者は5,000人いるということと、それから、P F Iの方ですと逆に受講者は非常に多いんですけれども、資格取得者はその受講者との比較においてはごく一部であるということからいうと、これ書き方の問題というか、私の読み取り方が悪いのかもしれませんが、つまりこの2つは全然別の指標であって、受講している人が資格を目指しているわけでもない、あるいはP F Iでは特にその差が大きいので、資格取得と関係ない職業訓練をしている、あるいはP F Iの方はなぜか職業訓練は受けるんだけど、資格を取得しようとならない人が多いと、いろいろ考えられるんですけれども、その辺の関係がどうなっているのかちょっと説明願えませんでしょうか。

○矯正局：矯正局の本田でございます。まず、一般施設の方からでございますが、受講者数に対して資格取得者数の数が多いという御指摘でございますが、これにつきましては、1つの職業訓練に対して2つないし3つの資格取得が可能な種目もございます。ということで、1人で2つ、3つの資格取得ができたということで、その延べ人数になっておりますので、人数が増えているということでございます。一般的には職業訓練は資格取得がセットでされているというのが一般的でございます。これが一般施設でございます。

○矯正局：矯正局の花村でございます。P F I 刑務所を担当しておりますけれども、まず1つ、P F I 刑務所の場合、一般の刑務所と比べると民間の事業者が入ってきて職業訓練を行っている。一般刑務所の方は国が直に職業訓練を行っているというふうなところで違いがあるというところをお話させていただきたいと思えます。

それから、P F I 刑務所は全国で4つございます。大体収容人員としては平均的に5,000ちょっとぐらいというふうな形で収容しておりますので、全体の受刑者数のところからすると7パーセントぐらいというふうな数字になろうかと思えますので、資格取得者数、若干人数に差がございますけれども、7パーセントという受刑者の中であれば相応な資格取得にはなっているのかなというふうにご考えているところでございます。職業訓練につきましても、集中的にやらせるというふうなところで、1人の受刑者が複数の職業訓練を受講しておるというふうなところもありまして、より社会復帰に近いもの、初犯の者を集めて

いるというふうなところがございまして、資格の取得に限らず、一般的なビジネススキル、もちろんワードですとかエクセルですとかそういったところ、データベースの関係、そういった部分の基礎的なところも含めて職業訓練でやっておるといふような特徴がありますので、職業訓練の人数は多いというふうなところがあります。資格の方も7パーセントの人員の中では相応な資格を取得させていることができているのかなというふうにご考えているところがございます。そんな実情でございます。

○川端座長：ほかになければ私の方からもう1つ、通訳人のセミナーに関連してですが、これは有意義という回答が100パーセントで、セミナーのやり方を変えたこともあって非常に有効だったという評価になっています。ただ、中身をこの別紙1、3でよく見ると、項目で1つだけ「どちらとも言えない」という回答がぼんと高い講義がありまして、これが刑事手続に関する近年の動向についてという検察官が行った講義だと思うんです。回答内容も、これは余り通訳とは関係ないんじゃないかという趣旨の回答もあって、このセミナーの中で結構大きな比重を占めている講義ですから、この点やっぱり何か改善の必要があると思うべきじゃないのかなと思ったんですね。

それで、どういう内容だったのか具体的にわかりませんが、通訳としての技量を向上させるというときに、最近の刑事手続の動向というのがどれぐらい関係あるのか。もちろん刑事手続、刑法やその他の刑罰法規あるいは訴訟関係の変化について通訳として知っておかなければならないことというのはあるはずですから、そういうことで講義されているんだろうとは思いますが、なぜこの項目だけ、非常に皆さん好意的な回答をほかの全項目についてしているのに、役に立ったとも役に立たなかったとも言えないという回答が21.1パーセントと突出したのかというその辺の分析はどうされているのかというのを聞きたいというのが1つです。それから、言語別に小グループでやったというのは非常にいいんですが、言語のグループ構成が中国語とポルトガル語とスペイン語ですか。ちょっと3つのうち1つだけ非常に異質なものが混じっています。アンケートを見ても中国の状況は全然違う、法意識も違うんだから、中国語に集中するセミナーとしてやるべきではなかったのかという趣旨のアンケートの回答もありましたけれども、どうせやるならばそういう意味で中国語専門のセミナーをして、それを小グループにさらに分けてというような、そういうことも考えられたんじゃないかと思うんですね。その辺、中国語と法制度が相当かけ離れていると考えられるスペイン語、ポルトガル語と一緒にされた理由というのは一体何なんだろうかというあたりをお伺いしたいんですけれども。

○刑事局：刑事局の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

まず、1点目の1つだけアンケートの中で「どちらとも言えない」が多かった刑事手続に関する講義ですが、講義の内容について簡単に説明いたしますと、近年、取調べの録音、録画なども始まりまして、そこに外国人事件が当然なるというケースもございまして、そういったことも含めて近年の刑事手続の動向ということで説明がなされたものであります。ただ、ここはアンケートをとってみたいという反応であったということもありますので、御指摘を踏まえていろいろ考えなければいけないなと思っております。

もう1つの言語を絞った点で、中国語だけやって、あとはスペイン語とポルトガル語ということですが、先生御承知かと思いますが、中国人の犯罪というのが大変多い中で、一

方で例えばブラジル系の方が犯罪を犯すと、そうなるとう当然ポルトガル語ということになります。人数でいうと、どちらも非常に多いと。当然言語としてはヨーロッパとアジアということはあるわけですが、やはり需要がある中でそういう言語を今回初めて絞ったということもありますので、そういう選択をしたと、こういうことでございます。

○川端座長：いや、私が申し上げたかったのは、そのポルトガル語、スペイン語の需要がないということじゃなくて、それだったら全部を一つの言語に集中して、2日間のセミナー、その言語の特性及びその国の特性を見据えたようなセミナーにするという方がより効果的かなと。特にそれはアンケートに出ていますけれども、中国の場合は法制度が欧米とは基本が違うというところがあるので、それを配慮すれば、そういうことも考えられるんじゃないかなということなんですけれども。

○刑事局：刑事局でございますが、当然中国は犯罪が多いということもありますので、その点重視して実施しなければいけないということがあろうかと思えます。法制度の違いということはもちろんありますし、中国はそれだけ需要があるので、専門的に実施をしなければならぬということも確かにそのとおりだと思いますが、その点、他言語とのバランスということもありますので、御指摘を踏まえていろいろ考えてみたいと思います。

○川端座長：ほかにございますか。

○六車委員：今の座長の御質問に関連するところなんですけど、検察権の行使を支える事務の適正な運営、42ページから始まるどころの44ページに指標1というところの評価のようなことが書いてありまして、45ページに指標2というところの評価が書いてあるんですけども、アンケートとかあるいは言語別にするとか、そういう言語別にしたことについての評価とかアンケート結果に基づく評価とかあるいは対応とか、そういうことへの配慮みたいなことがあるのかどうかちょっと見落としているのかもしれないんですけども、例えば51ページを見ますと、かなり対応すべきような意見があるんじゃないかと思うんです。

まず、51ページの1の本セミナーの評価についてというところの(2)を見ますと、主な意見の要旨の真ん中ぐらいに「検察官が通訳人に対してどういうことを求めているのか、もっと知りたかった」、次の(3)の真ん中の点のところ「求められている技量が高すぎて敗北感を持った人がいるのではと思える」、それから、(4)では「通訳事件を多く経験した検察官の方にしてほしかった」あるいは一番最後の黒ポツでは、「情報提供の内容が意見交換を言い合っている感じだった。特に今後の通訳に役立つとは思わなかった」、こういうふうに書いてあって、次の指標2についても、57ページの真ん中辺に2の講義・内閣府犯罪被害者等施策推進室の方のところの主な理由というところの下の方に、「実務とは若干離れた内容であり、現実的な部分が少ないと感じた」、「支援員に知識の差があり、既に有している知識も多いと感じた」、「パワーポイントの表示や配付資料の小さく見づらい上、早口で理解しにくかった」、こういうことに対するどういう評価をしたとか対応したとか、そういうところがこの44ページと45ページに反映するものなのかどうか、何かこういうことを言われても44と45では評価できるというような感じで書いてあるんですけども、その辺の私の持っているイメージのギャップみたいなのがどういうことになっているのかなということをお聞きしたいんですけど。

○刑事局：刑事局でございます。アンケートをそれぞれ今御指摘いただきました通訳人、そ

れから被害者の関係で、例えば「どちらかというとな意義でない」とか「どちらとも言えない」という具体的な記載として今御指摘のあったような意見があったことは全くそのとおりだと思います。ただ、全体としては有意義という意見が多い中で、そこは評価できるのではないかと考えられること、ただ、御指摘もつともなところはありまして、25年度以降実施するに当たって、外部講師の場合どうするかという問題はなかなかいろいろ難しいのですが、アンケート結果を踏まえてまた見直していきたいなと考えております。

○六車委員：そのアンケートがあるというようなことは、この指標についてという達成状況のところには出てこないわけですか。44ページとか45ページで達成状況を総括的に書いてあるわけですがけれども、後ろの方を見るとアンケートでパーセントとしては少ないかもしれないけれども、非常に厳しい意見みたいなのがあると思うんですけれども、そういう意見については何らかの形で対応されるんでしょうか。要するに、指標1についてと指標2についてというそこだけ読むと、こんな厳しい意見が少ないとはいえない出ているということが分からなくて、うまくいっているというだけで終わっちゃうのではないかという感じがしたんですけれども。

○熊田秘書課付：事務局でございます。1点補足させていただきます。六車委員御指摘のとおり、指標についての評価は「目標の達成状況」という欄に記載しております。これは、どの施策につきましても、そのような建て付けでやっているわけですがけれども、その中でどこまで書き込むか、例えばアンケートを実施しているものがこれのみならず、他の施策でもあるわけですがけれども、そういった内容につきまして、どこまでこの指標ごとの目標の達成状況において書き込むかというところは、一つ整理しなければならないと事務局としては考えているところです。

今御指摘がございました、そういったアンケート結果などを踏まえまして、今後どうするのかということに関しましては、例えば46ページの項目、45ページからつながっていますが、「目標期間終了時点の総括」という項目がございます。これは、指標のみならず、他の参考指標も含めたいろいろな要素あるいは取組を踏まえて、その期間においてどのような結論であったか、あるいは今後どのようにしてやっていくのかということで、特に「評価結果の今後の施策への反映の方向性等」という項目をつくっております。この中で、例えば通訳人の関係でまいりますと、上から6行目あたりに「また、本年度の通訳人セミナーにおけるカリキュラム」云々とございますけれども、こういった形で、アンケートなども踏まえて、具体的にこういうふうにしていくということがなかなかこの時点では記載できないところはあるのですが、ブラッシュアップあるいは見直しをしていくということは、この方向性を考える中で反映させていくということで、整理をさせていただいたところでございます。

○六車委員：どうもありがとうございました。

○川端座長：他にございますか。

それでは、次に基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」及び基本政策Ⅳ「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅲ及びⅣに関します事後評価の概要を説明いたします。

まず、121ページを御覧ください。

「登記事務の適正円滑な処理」についてでございます。本施策につきましては、前年度まではシステムに関します事業評価を実施しておりまして、今回から施策全体としての事後評価を行うものであります。この施策は、不動産取引の安全と円滑などを図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため登記事務を適正円滑に処理するというものであります。

平成24年度の目標としましては、地図混乱地域を対象とした重点的かつ緊急的な登記所備付地図の整備とオンラインによる登記関係手続の利用促進を掲げております。

測定指標の実績値を踏まえました各目標の達成状況など、本施策に対する事後評価につきましては、122ページ以下に記載してあるとおりであります。計画的な登記所備付地図の整備によりまして、不動産取引の安全と円滑のほか、都市再生のための各種施策の円滑な遂行に寄与し、また、オンライン利用率の向上によりまして国民の利便性の向上にも寄与したものと評価をしております。

次に、127ページを御覧ください。

「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」についてであります。本施策につきましては、今回初めて評価を実施するものであります。この施策は、我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託の適正円滑な運営を目的としております。

平成24年度の目標であります。国籍事務を適正、厳格に処理すること、市区町村に対する戸籍事務の適切な指導・助言を行うこと、また、オンラインによる供託手続を推進することです。

測定指標の実績値を踏まえましたそれら目的の達成状況などにつきましては、129ページ以下に記載してございます。各種取組につきましては、それぞれの目標達成に有効であり、我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全が図られたものと評価しております。

次に、134ページを御覧ください。

「債権管理回収業の審査監督」についてであります。この施策は、暴力団等反社会的勢力が債権回収業に参入することなどを防止するとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、立入検査を中心とした監督を行うというものであります。

平成24年度の事後評価といたしましては、立入検査におきまして指摘した事項について徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、平成21年度以降に実施しております立入検査後の指導の強化によりまして、指摘事項はおおむね改善されていると考えております。また、立入検査を中心とした監督は、債権回収会社の業務の適正な運営の確保に必要な有効な取組であると考えているところであります。

次に、140ページを御覧ください。

「人権の擁護」についてであります。本施策につきましては、前年度までは総合評価方式による評価を実施してまいりましたが、今回から目標管理型の評価であります。この施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。具体的な取組といたしまして、大きく分けまして国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施、それから、人権相談、

調査救済体制の整備がございました。

これらの取組などを踏まえまして本施策に対する事後評価につきましては、144ページ以下に記載してございます。各種人権啓発活動の実施や人権相談、調査救済体制の整備により人権尊重思想の普及・高揚を図るとともに、人権侵害事案の迅速かつ的確な調査、また、適切な救済措置を行うことができたものと評価しております。

続きまして、189ページを御覧ください。

「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」についてであります。本施策につきましても、前年度までの総合評価方式から目標管理型の評価方式に変更しております。この施策は、国の利害に関係のある訴訟を適正迅速に処理することにより、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するというを目的としております。

具体的な取組といたしましては、1つは訟務組織における人的・物的体制の充実強化、もう1つは法律意見照会制度の積極的利用の促進であります。それぞれの内容につきましては、191ページ以下に記載してございます。

事後評価につきましては、各種取組により訟務組織における人的・物的体制の充実強化が図られ、法律意見照会制度の利用が促進された結果、国の利害に関係のある訴訟につきまして、適正迅速な処理がなされたものと評価しております。

なお、係属しております主な訴訟の概要や国の主張、また、主な判決につきましては、法務省のホームページに掲載してございます。

基本政策Ⅲ及びⅣに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関連して御意見、御質問をお願いします。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員：人権の擁護のところでちょっとお伺いします。人権の擁護については、例えばいじめ自殺があれば、いじめの問題の啓発を集中的に行うというように、そのときに応じた社会的な要請というのがあると思います。そういう側面で見ますと、近年、例のヘイトスピーチと呼ばれる排外主義的なデモが全国各地で行われていて問題になっていると思います。これについては、確か法務委員会等でも取り上げられたりとか、あと谷垣法務大臣も人権擁護の観点から取り組んだというようなことをおっしゃっていたと思うんですが、これは別に今年になって急に起きているわけじゃなくて、ここ何年か起きている問題だと思います。

その意味で、今回この評価書を読んでいて、その部分についてのどういう啓発をされているのかとか、そういうのがあるのかなと思ったら、あるのかもしれない、見落としているのかもしれませんが、見当たらなかったもので、そのあたりの啓発をどうされているのかとか、あと具体的に申立てがあった分の具体的事例なんかの紹介もありますけれども、そういうところでも紹介がないと思うんですが、申立て自体がないのかとかそのあたりをちょっとお聞きできればと思います。

○人権擁護局：人権擁護局の大山でございます。まず、調査救済活動につきましては、個別の事案に関することにつきましては、その取扱いの有無を含めましてこの場でお答えすることは差し控えさせていただきますけれども、一般に法務省の人権擁護機関では、被害の申告等を受けまして人権侵害の疑いのある事案について人権侵犯事件として調査を行い、

事案に応じた適切な措置を講じているところでありまして、今後とも人権侵犯事件の調査救済活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、啓発活動につきまして、法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を行っております。近時、御指摘のとおり都内等で行われたデモにおきまして、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が見られ、その中には過激な内容が含まれる場合もあると報道されていることなどを受けまして、人権啓発の観点から5月10日の閣議後の記者会見において、こうした行為について法務大臣が所見を述べ、国民の皆様呼び掛けを行いました。その後、5月13日、人権啓発の観点から記者会見における法務大臣の発言を法務省のホームページに掲載して周知を図ったほか、人権擁護局から全国の各法務局、地方法務局に対し、各法務局や地方法務局のホームページ等に法務大臣発言を掲載したホームページへのリンクを張り、その周知に努めるなど地域の実情に応じた更なる啓発活動に配慮するよう事務連絡を發出しております。

今後ともこのような啓発活動により一層積極的に取り組むとともに、差別意識を生じさせることにつながりかねない言動につきましては、注視していきたいと考えております。

○伊藤委員：要するに外国人への偏見をなくそうという一環で既にいろいろ啓発されているということですかね。

○人権擁護局：従来、先ほど申し上げましたように、外国人に対する偏見をなくすと、こういう啓発活動を行っております。今後とも引き続きその活動に取り組んでまいりたいということでございます。

○川端座長：ほかにございますか。六車委員、どうぞ。

○六車委員：登記に関することなんですけれども、121ページに目標値17平方キロメートルで実績も24年度17平方キロメートルとあるんですけれども、25ページの注1のところに地図混乱地域という言葉の説明があるんですが、その地域がどれくらいあるのかわからないので、何か常識的に考えると非常に少ない、狭い範囲のことをやっているような感じがするんですが、やらなくちゃいけない地域というのがよくわからなくて、122ページのところの指標1についてというところに何か新8か年計画とかそういうようなこともあるので、いろいろ御計画は立てていらっしゃると思うんですけれども、要するに全体のうちで今17平方キロメートルというのはどれくらいで、今後どれくらいしたらこれが大体終わるのかとか、その辺のところはちょっと分かりづらいんじゃないかと思ったんですが、教えていただければと思います。

○民事局：御質問いただいた、民事局の藤田でございます。先生からの御指摘の点、まず、地図整備の全体像でございますが、今回の報告書（案）の125ページの注9を御覧ください。これが現在の新8か年計画の概要を記載したものでございまして、現在の計画としては、平成22年度から8か年の計画で130平方キロメートルの登記所備付地図を作成するという計画を策定しております。ただ、この130平方キロメートルで全ての地図混乱地域が解消するかどうかといいますと、そうではございませんで、今回この計画を策定するに当たっては、都市整備の関係等から特に緊急性・重要性の高いところを優先的に実施すべきとして、この130

平方キロメートルの計画を定めたものであり、この計画を計画的かつ着実に実施した後も、引き続き必要な取組は進めなければならない施策でございます。

○六車委員：どうもありがとうございました。

○川端座長：ほかにごありますか。はい、田辺委員。

○田辺委員：127ページのところの帰化許可申請のところでございます。言ってもしょうがないのは分かるのですが、何とかならないかというところで、例えば24年の帰化申請の人数というのが9,940名で、帰化許可者数というのは1万を超えていて、これは恐らく前年度からの審査の持ち越しのところ、次の23年に受け付けたものが24年のところに出てくるというのですが、上だけの足し算をやるとなかなか全体像が分からないので、数字の出し方に関して、もうちょっと何かできないかなと。それをたどるのは難しいんだったらこのままで構わないということでお願いしたいというのが1点です。

2点目はその中身でありますけれども、これ例えばこういう調査を尽くした上で許可、不許可の判断をするというときに、大体不許可者数プラスアルファのところ詳しい調査の対象にはなるんだろうというのは何となく分かるんですけども、それがどのくらいの割合ぐらいで詳細な調査の対象になっていて、どのくらいの時間がかかるものなんでしょう。例えばこれ、24年のところで457と非常に多い数が出ていますけれども、これ例えば23年に受け付けたものの数なのか、それとも22年に2年間ぐらいやっぱりかけないと出てこないというようなものなのか、ちょっとそこら辺の雰囲気というか実態がわからないと数字の読み方が分からないものですから、評価の中身ではございませんけれども、若干もう少し数字がちゃんと読めるようにということで御説明いただければと思います。

○民事局：法務省民事局の武見でございます。まず、全体像が分かりづらいという御指摘につきましては、この数字の分析につきましては先生のおっしゃるとおりでございます。帰化申請者数が9,900名というのに対して、帰化許可数がそれより多い1万名になっているという点は、御指摘のとおり前年度の申請の持ち越し等が入っているということになります。

どうしたら全体像が分かりやすくなるかという点ですが、いつ申請されたものがいつ許可されたという形で統計的なデータをとっているわけではございませんので、直ちにはなかなか難しいところですが、何らかの方法が可能でしたら検討してみたいと思います。

調査の関係ですけれども、不許可者数プラスアルファが恐らく詳しい調査をしているのだろうが、そのプラスアルファというのがどの程度なのかというところがなかなか分からないという御指摘だと思いますけれども、どのレベルまでいけば詳しい調査に当たるのかという評価がまず難しい点もございまして、なかなかちょっと数字で表すところが難しい点ではないかなというふうにはちょっと感じております。

それからあと、期間の点でございますけれども、これは本当に事案によって様々ございまして、通常は6か月から10か月程度で処理がされることにはなるんですけども、事案によりましては、2年ですとか3年ですとかそれぐらいかかる事案も中にはございまして、ちょっとこれは一概に何とも申し上げられないところというところになります。

○田辺委員：ありがとうございました。

○川端座長：佐久間委員，どうぞ。

○佐久間委員：ありがとうございます。債権管理回収業の審査監督ということで，この立入検査を中心という目標の設定で，測定指標として立入検査事業所数ということで，これが指標としては対前年度増でしたと。実際は23年度51事業所が52事業所になって確かに増ですということで，この評価結果というのは正にそういうことだと思うんですが，そもそもの問題にさかのぼってしまうんですけども，この立入検査を行う主体というのは，これは実際はどこがされているんでしょうかというのを教えていただきたい。というのは，52というのは毎週1回やればちょうど52なので，もうこれが限界という数字なのか，それとも主体が幾つかあるのであれば，何かこれをもっと増やせるゆとりがあるのかというのがちょっとよく分からなかったので教えていただければと思います。

○司法法制部：お答え申し上げます。司法法制部の松井でございます。立入検査につきましては，法務省司法法制部審査監督課において実施しているところでございまして，先生御指摘のとおり，ほぼ隔週で構わないと思うんですが，1会社ずつ立入検査を実施しているところでございます。基本的には2班体制で行っているところなのですが，その検査自体が3日ないし5日程度かかるものですから，その翌週はその検査を踏まえた検討等を行っておりまして，現状はなかなか毎週2か所とか3か所とか，そういうふうな複数の立入検査を行うことは難しい状況にあるのは事実でございます。

○佐久間委員：よく分かりました。これは全て全国を出張ベースで行っていると，こういうことでございますね。

○司法法制部：おっしゃるとおりでございます。

○佐久間委員：ありがとうございます。

○川端座長：今の点に関連して私も1つお伺いしたいんですけども，この測定指標の債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況，前年度増を目指したんですけども，達成しなかったと。でも，前回立入検査対象の指摘事項数が減ったので，実質的にはそう変わらないという評価をされています。しかし，この対象指摘事項というのは138ページに注がついていますけれども，当該指摘事項が改善されないことにより，債務者に対して被害を与えるおそれや，およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項である業務規制に関する指摘事項，特定金銭債権の審査に関する指摘事項，債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項をいうという極めて重大な事項なんですね。恐らく行政処分の対象になり得る事項ということだと思います。こういう事項であれば本来再指摘はゼロになるように頑張るとというのが監督官庁としての在り方じゃないかと思うんですね。24年度について言うと，結局前回立入検査で指摘された事項が23件しかなかったわけですから，この23件をどうしてつぶせなかったのか，3件どうして残っちゃったのか。評価の方が，3件でも2件でも，1件の違いで大して違わないだろうというふうに書いているように読めてしまうんですけども，やっぱりその1件の違いというのは非常に重要で，そこでもう1件つぶせば，これは目標達成できたわけで，ちょっと詰めが甘いというか厳しさが足りないんじゃないかというふうに私は読んでしまったんですけども，いかがでしょうか。

○司法法制部：司法法制部の松井でございます。先生の御指摘は大変苦しいところでござい

まして、先生がおっしゃりますとおり、このたび対象指摘事項とされている事柄は債権回収会社が遵守すべき最も大切な事柄でございまして、これをその次の検査に際して全て是正を図ることが重要であり、かつそれを目標とすべきであることも事実でございます。そういう意味では、先生の御指摘はもっともなところでございます。私どもあるいは債権回収会社につきましても、それを目標としつつ検査を行ったり、あるいは自主的な改善を行うなどの努力はしているところですが、ここから先は言い訳になってしまって大変恐縮なのですが、この不備の再発につきましても、過失的な要素もございまして、なかなか100パーセント改善というのが現実的には難しいというところでございます。法務省司法法制部といたしましては、監督官庁といたしまして不備の再発を1件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○川端座長：ほかに御質問、御意見等ございますか。

なければ、次に基本政策V「出入国の公正な管理」、基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策VII「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、また、「成果重視事業」について、事務局から評価の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策VないしVII及び成果重視事業の事後評価の概要について御説明いたします。

まず、195ページを御覧ください。

「出入国の公正な管理」についてであります。本施策に対する評価は、総合評価方式であります。今回、平成21年度から平成24年度までの取組につきましても、最終的な評価を実施しております。この施策は、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに、共生社会を実現し、併せて社会の健全な発展を目指すというものであります。具体的な取組といたしましては、大別して2つございまして、不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組、それから、円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進であります。それぞれの内容につきましては、196ページに記載してございます。このうち新しい在留管理制度につきましても、前回の懇談会の冒頭で説明をさせていただいたところでもあります。

平成24年度までに実施いたしました各種取組の効果及び評価につきましては、197ページ以下に記載してございまして、いずれも必要性、効率性、有効性が認められたものと評価しております。さらに、今後の方向性でございますが、204ページに記載してございまして、新しい在留管理制度の円滑な実施、また、不法滞在者等対策を引き続き着実に実施していき、審査待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム、(A P I S)の運用やセカンダリ審査等の効率的な実施を推進してまいりたいと考えております。

次に、216ページを御覧ください。

「法務行政における国際協力の推進」についてであります。この施策は、国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて法務省が有する知見などを他国に提供することなどの国際協力を推進することを目的としたものであります。そして、具体的な目標といたしまして、充実した国際研修の実施や支援対象国における立法技術の向上及び法曹人材の育成強化などを掲げております。

これらの目標に向けて様々な取組を行い、また、報告書に掲げてございます測定指標の

実績値等を踏まえた目標の達成状況につきましては、218ページ以下に記載してございます。様々な取組によりまして、国際協力の推進という目標を十分達成したものと評価しております。

なお、これまで法務省が取り組んでまいりましたアジア諸国等に対します支援あるいは各種研修等につきましては、資料を添付させていただいております。

続きまして、施設の整備に関しまして、周南法務総合庁舎等整備事業及び美祢社会復帰促進センター整備事業についてであります。

それぞれ241ページ以下、また、257ページ以下に記載してございます。いずれにつきましても、平成16年度に事前評価を実施し、新規事業採択の要件を満たしていたものであります。施設の供用開始から5年を経過したため、今回事後評価を実施することとなりました。今般の事後評価を行うに当たりましては、巻末に参考資料として添付してございます法務省大臣官房施設課における事業評価システムを用いております。その結果、両事業いずれにつきましても、事業の目標をおおむね果たしているものと評価しております。

最後に、273ページを御覧ください。

成果重視事業であります「出入国管理業務の業務・システムの最適化」についてであります。この事業は、出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点から見直し、システム運用経費を削減することにより、平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを目標としております。最終的な評価は平成26年度に実施することとしておりますので、平成24年度、今回の評価につきましては中間報告という位置付けでございます。この段階における評価といたしまして、最適化計画で定められた工程管理表どおりにシステムの開発運用等が行われていることから、これまでのところ目標達成に向けた取組が着実に進展しているものと評価しておるところであります。

基本政策VないしVII及び成果重視事業に関する説明は以上でございます。

- 川端座長：それでは、今の説明に関して御意見、御質問等あればお願いしたいと思います。
- 前田委員：細かいことではあるんですが、211ページの再入国許可件数が平成24年に激減したんですが、これは何か理由があるんですかね。どちらにお聞きか、入管ですね。
- 入国管理局：入国管理局の福原でございます。よろしくお願いたします。再入国許可件数が大幅に激減しているわけですが、これは昨年御説明させていただきました新しい在留管理制度の導入によるものでございます。新しい在留管理制度の導入によりまして、在留外国人の在留管理のために必要な情報を法務大臣が一元的に管理するという仕組みができたわけですが、こうした情報基盤を基にいたしまして、在留外国人に対する利便性の向上を図ることができるであろうということになりまして、それまで在留期間の上限が3年だったものを5年に延ばすということとともに、再入国許可制度についても見直しを行いました。それまでは在留外国人の方が一旦日本から出国してまた帰ってくるというような場合には、事前に再入国許可をとっていただかなければならなかったのですが、例えば出張や観光などで短期に出入国を繰り返されるような場合、出国後1年以内に帰ってくるような場合であれば、再入国許可を事前にとらなくてもいいというシステムになったわけですが、そういうことがございまして、再入国許可件数が大幅に減少したということでございます。

○前田委員：どうもありがとうございました。

○川端座長：他にございますか。

他にないようでしたら、少し時間が余りましたので、冒頭にお伝えしましたとおり、先ほどの再犯防止に向けた取組について御意見、御質問があればお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

特になければ、まだ少し時間があるようですので、本日はせっかくお集まりいただいておりますから、何か法務省に関し、政策評価にかかわらず法務行政に関する感想やお気付きの点などがありましたら、この機会に御発言をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。はい、六車委員、どうぞ。

○六車委員：要望とかそういうことではないんですが、一番最初の方で8ページの国会提出中という議案が年度の3月31日段階ではそうだといいことですがけれども、5ページにはさつきも御質問であったと思うんですが、25年8月は中間報告というふうになっていて、もしできれば利便性というか、年度で終わることはもちろんそうですが、その後、今の段階で重要な法案がもし通っているのであれば、それを注で書くとか、これを法務省が外部に出す書類であるとすれば、年度末で終わっていますというのは余りに役人的な紋切り型の答弁じゃないかと思うんですね。白書なんかでもいろいろ見ていると、重要なものは本来の年度を超えているものでも出している例があるんじゃないかと思うんですね。これはたしか成立したわけですよね。ですから、まだ間に合うというか、入るものは現在こうなっていますというような、そういう総務省とかがそういうことがいけないんだら別ですが、法務省として書類を公にすることであれば、より親切にした方がいいんじゃないかと思いましたが。

○熊田秘書課付：事務局でございます。先生から御指摘いただきましたとおり、法務省におきましては、重要法案を幾つも抱えてございまして、国会が通常夏ごろまで続いておりますので、そういった中で政策評価懇談会の実施時点におきまして、成立したもの等につきましては、何かそういった整理ということで記載の仕方を検討させていただきたいと思っております。他方で、いろいろな施策につきまして数値を使用しておりますが、この統計につきましては、やはり年度ごとにとっておりますので、なおかつ速報値等も出る時期が必ずしも統一的ではないということもございまして、従前どおり年度末での集計という形で記載させていただければと考えております。

○六車委員：統計関係はもうそのとおりでいいと思います。ありがとうございました。

○川端座長：ほかに何か。はい、山根委員。

○山根委員：山根です。この政策評価懇談会で参加させていただいて大分経つんですけれども、随分年々この報告書の分量が増えているというように感じています。単純に私が読むのが大変ということもあるんですが、それがどうなのかなというのがちょっと皆さんの御意見を伺えればなと思います。ただ、具体的な事例ですとかアンケートの詳細ですとか、パンフレットのコピーであるとかとても分かりやすく入れていただいて、素人の私でも分かりやすくなっているということもありますし、この1冊で多くのことを網羅できていて、かえって分散するよりも効果的に作業もできているというようなことであれば、とても良いことだと思うんですが、でも、一方でこの文章、状況ですとか指標であるとか総括であ

るとかといったところの文章がとても長くて、繰り返しも多いようなことも感じておりました。皆さんどうお感じかなというのがちょっと伺えればと思います。もうちょっとコンパクトにできないのかなというのが私の正直な気持ちです。

○川端座長：今の点、いかがですか。

○熊田秘書課付：事務局でございます。報告書の内容につきまして従前からいろいろな御意見を頂いているところでありまして、今御指摘いただきましたように、もう少しコンパクトといたしますか、記載の内容をもう少し整理すべきというような御意見も頂いておりますので、そういった面からの記載内容についての整理というものは、今後も引き続き、これまでも分かりやすい評価書ということでのいろいろな試みはしておるところではあります。引き続き検討して、できる限り分かりやすいものにしていきたいというふうに考えております。

また、一方でといたしますか、それと対峙するものではないと思いますけれども、先ほど冒頭で事務次官からも申し上げましたとおり、国民に対する説明責任を果たすという意味からいきますと、やはりその内容が分かりやすい、特に今委員から御指摘がありましたとおり、例えばいろいろな資料が自分から探っていくとわからないということではできる限り避けたいということは事務局として考えているところでありまして、そういった意味で最近になりまして例えばホームページの写しなどを別添資料としてそろえさせていただいたところでもあります。先生方からいろいろな御意見を承っておりますので、事務局としましても、原局における様々な作業量等も考慮しつつ、最も効率的で分かりやすい、さらに可能であれば簡素であるということも目指しつつ検討してまいりたいと思っております。

○川端座長：では、私からも1つお話したいんです。人権擁護の関係で、子供たちの人権作文を読ませていただいて、その中に、リスペクトアザースという、アメリカで育った子供が小さいころからリスペクトアザースというのを叩き込まれたと。しかし、日本に来たらそうではなかったという作文があります。これを読んで、私はすぐに日本国憲法13条、全て国民は、個人として尊重されるという条文を思い出したんですね。この作文に法務大臣賞が与えられているというのは、その意味で非常に印象深かったということがあるんです。ただ、他の作文を通してみると、ほとんど憲法の私人間適用の問題で、ダイレクトな基本的人権の擁護の問題ではないと思うんですよね。法務省が人権擁護局という形でやっていくからどうしてもそうなるんだろうなというふうには思うんですけれども、今話題になっている立憲主義との関係でいえば、人権とはこういうものだという考え方が、基本的人権とは何かという概念をいわば希薄化、希釈化、曖昧にする働きをする心配はないのかなということも考えるんです。

156ページに載っている子供たちの未来を守りたいという、これは子供の人権を守るための法務省人権擁護局の用意したポスターですけれども、ここで使われている「おおかみこどもの雨と雪」は、大変ヒットしたアニメですが、狼人間と人間の間生まれた狼人間の子供2人が、結局、男の子の方は狼になるというのを選ぶ、女の子の方は狼の特性を全部押し隠して人間として生きる方を選ぶという、たしかそういうようなストーリーだったんじゃないかと思うんですけれども、それをなぜ選んだのか。つまりこれ、費用も相当掛かったんじゃないかという気もしますし、タイアップ広告的に安くやったのかなという気も

するんですが、そういうアニメをここで選んだ理由を伺いたいなと思ったのと、それと、子供の未来を守るというような形でいうと、先ほど申し上げたような観点からいうと、基本的人権と家庭道徳あるいは社会道徳の境目が極めて曖昧に捉えられる、そういう心配がないのかという気もするんですけども、その辺どうお考えになっているのかお聞かせ願えたらと思います。

○人権擁護局：人権擁護局でございます。今御指摘がありました点は非常に重要な御指摘を含んでおるところだというふうに思いまして、なかなかこの場での確にお答えするのが難しいなと思って伺っておりましたけれども、私どもの人権啓発活動でどんなことを考えながらやっているかということをお説明させていただきますと、人権啓発活動の目的については、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識をして、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにあるというふうなことを考えて人権啓発活動を行っております。

御指摘のポスターにつきましては、先方とのタイアップで御協力いただいてこういうポスターを作ることができたわけですが、今申し上げたような私ども人権擁護局の考え方といいますか、その活動とその趣旨といいますか考え方を同じくするところがあるといいますか、そういうことでタイアップをしてこういうポスターを作ったのだというふうに理解しております。

それから、作文につきましては、どういうことでこの作文が選ばれているのかということについては、ちょっとここでお答えするというかコメントするのは差し控えていただきたいと思いますが、せっかく御指摘があったので御紹介させていただきますと、このリスペクトアザースですね、この法務大臣賞の作文につきましては、企業の新入社員教育におけるコンプライアンス教育資料の一部として活用された例があるというふうに伺っております、私どもも大変うれしく思っているところでございます。

頂いた御意見を局内に持ち帰りまして、また今後にかかしていきたいというふうに考えております。

○川端座長：どうぞ。

○中村委員：ちょっと若干違う点なんですけれども、簡単に申し上げますと、今回の一番最初の御説明の中でPDCAサイクルを今後回していこうというお話がございまして、今回の例えば資料の中で評価結果の今後の政策への反映の方向性等あたりのところがPDCAにつながっていく項目なんだろうというふうに理解しておりますけれども、先ほど六車先生の御指摘でアンケートの結果に対しての反映はどうなんだというお話がございましたけれども、今後この部分の評価結果の反映の方向性というようなあたりをもう少しPDCAというようなことを考えながらお書きいただくと、私どもの仕事も意味があるのかなというふうに思いますので、その辺の御検討をよろしく願いいたします。

○川端座長：今の点、何かコメントございますか。

○熊田秘書課付：その点につきましても、引き続き検討してまいりたいと思います。

○川端座長：他にございますか。どうぞ。

○六車委員：時間が過ぎて申しわけないんですけども、この政策評価のテーマというか、例えば検察ですと、検察権行使を支える事務の適正な運営、その中の例えば通訳人という

ことについて、ものすごく時間を掛けて今までやってきたと思うんですけども、やっぱりそれでいいのかどうかというそのところ、要するにそれをやることによって見えていないものが検察権だけでないんですけれども、他のところにしても、あるところをすごく一生懸命やって年度を超えてまたやっていくということが法務省のある一部になってしまっていて、見えていないところでいろいろやっていらっしゃるところも評価すべきところもあるかもしれないというようなところがちょっとそろそろ心配になってくるような感じがしていたので、ちょっと申し上げたかったんですが。

○川端座長：今の点、どうでしょうか。

○熊田秘書課付：事務局でございます。基本的に政策評価につきましては、先生方御承知のとおり基本計画に掲げております政策体系にのっかってやっておるわけでありまして、もちろん各施策につきましては、そこで行われている取組ですとか、指標にかかわらず、できる限り説明させていただいて、そういったものも含めて評価の土壌に乗せているという形を考えているところではあります。ただ、先生御指摘のとおり、指標の設定の仕方であるとか、これまで何度となく御指摘を頂いているところではありますけれども、そういった問題意識も踏まえて、今後どういった形で指標を設定し、あるいは、目標の設定自体にこだわらず、政策評価としてどういうものを内容に盛り込むべきかという点からも考えてまいりたいと思っております。

○六車委員：どうもありがとうございました。

○川端座長：それでは、本日の審議事項については終了いたしましたので、他に御発言がないようでしたら、最後に今後の予定について事務局からお願いいたします。

○熊田秘書課付：事務局でございます。本日は長時間にわたりまして、委員の皆様方から多くの貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。本日の御意見、御指摘を踏まえまして、改めて評価書案の内容につきまして検討し、早期に取りまとめた上、法務省のホームページで公表したいと考えております。また、先ほども御指摘いただきましたが、評価書案の分量であるとか、あるいは記載の仕方等につきましても、これまで事前説明の場でありますとか、あるいはこの懇談会の場でいろいろな御意見を頂戴しておるところでありますので、そういったものも逐次整理し、また検討してまいりたいと考えております。

本日の議事内容につきましては、従来同様、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

次回についてであります。次回の懇談会は「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」及び「平成26年度以降の法務省政策評価に関する基本計画（案）」につきまして御審議いただく予定としております。日程につきましては、来年2月下旬の開催をめぐとしておりますが、追って皆様方の日程調整をさせていただいた上で、事務局の方から御案内申し上げたいと思います。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○川端座長：それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。